

板橋区国民健康保険に係る診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領

平成9年11月19日部長決裁
平成12年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成28年3月31日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和3年7月8日一部改正
令和6年12月2日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、国民健康保険の診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）について、開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮しつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、レセプトの開示事務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(開示対象レセプトの範囲)

第2条 開示の対象は、開示依頼の日の属する月から5年前の月までに係る国民健康保険のレセプトとすること。

(開示依頼対象者の範囲)

第3条 レセプトの開示依頼ができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 被保険者等

- ア 国民健康保険の被保険者本人（国民健康保険の被保険者であった者を含む。以下「被保険者」という。）
- イ 被保険者が未成年者である場合における法定代理人
- ウ 被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人
- エ 被保険者からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士

(2) 遺族等

- ア 被保険者が死亡している場合にあつては、当該被保険者の父母、配偶者又は子（以下「遺族」という。）
- イ 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- ウ 遺族からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士

(開示依頼の受付担当部所)

第4条 開示依頼の受付は、健康生きがい部国保年金課において行うものとする。

(開示依頼の受付方法)

第5条 レセプトの開示依頼をしようとする者(以下「開示依頼者」という。)は、「診療報酬明細書等の開示依頼書」(別記様式1)(以下「開示依頼書」という。)を提出しなければならない。

なお、郵送による依頼の場合は、開示依頼書の備考欄に窓口での依頼が困難な理由を記載しなければならない。

2 区長は、当該開示依頼者に対し、別紙「診療報酬明細書等の開示を依頼される方へ」を配布するとともに次に掲げる事項を十分に説明し理解を求めなければならない。

- (1) 開示依頼者の本人確認が必要であること
- (2) 保険医療機関又は指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対する事前確認が必要であること
- (3) 保険医療機関等が開示に同意をしなかった場合については、開示できないこと
- (4) 診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、『医学管理』欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」(以下「傷病名等」という。)を伏せた開示を希望する場合は、保険医療機関等に対する事前確認は要しないこと
- (5) 調剤報酬明細書については、開示依頼があったことを事後に調剤薬局にお知らせすること
- (6) 開示依頼のあったレセプトが存在しない場合については、開示できないこと
- (7) レセプトには、必ずしも診療内容全てが記載されているものではないこと
- (8) 診療内容に係る照会については対応できないこと
- (9) 交付の方法等
- (10) 交付までの標準的な所要日数
- (11) 開示依頼に必要な書類

3 区長は、開示依頼者が第3条に規定する対象者本人であることを確認するために、窓口における依頼にあつては次の各号に掲げる書類(有効な原本に限る。写しは不可。)の提示を求め、郵送による依頼にあつては同号に掲げる書類(写し可)の提出を求めるものとする。

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了承を得なければならない。

また、婚姻等によって依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認をしなければならない。

(1) 被保険者本人の場合

当該被保険者本人であることを証する次のアからウまでに掲げるいずれかの書類

- ア 運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード・特別永住者証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード、公の機関が発行した免許証・認定証（写真・生年月日のあるもの）、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明証（写真・生年月日のあるもの）、板橋区発行の資格確認書のうちいずれかの書類
- イ 各種健康保険資格確認書、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳のうちいずれか2種類の書類
- ウ 会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した資格証明書（いずれも写真の貼ってあるものに限る。）のうちいずれかの書類及びイに掲げる書類のうちいずれかの書類の計2種類の書類

(2) 遺族の場合

次のア及びイに掲げる書類

- ア 当該遺族本人であることを証する前号に規定する書類
- イ 被保険者の死亡の事実及びその遺族であることを証する次に掲げるいずれかの書類
 - (ア) 戸籍謄本又は抄本
 - (イ) 住民票（削除された住民票を含む。）の写し
 - (ウ) 死亡診断書

(3) 法定代理人の場合

次のアからウに掲げる書類

- ア 当該法定代理人本人であることを証する第1号に規定する書類
- イ 被保険者又はその遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び開示依頼者がその親権者又は後見人であることを証する次に掲げるいずれかの書類のうち1以上の書類
 - (ア) 戸籍謄本又は抄本
 - (イ) 住民票（削除された住民票を含む。）の写し
 - (ウ) 登記事項証明書又は後見開始の審判書
 - (エ) 家庭裁判所の証明書
 - (オ) その他法定代理関係を確認し得る書類
- ウ 遺族の法定代理人の場合にあつては、ア及びイに掲げるもののほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることを証する次に掲げる書類のうち1以上の書類
 - (ア) 戸籍謄本又は抄本
 - (イ) 住民票（削除された住民票を含む。）の写し
 - (ウ) 死亡診断書

(4) 弁護士の場合

次のアからエに掲げる書類等

ア 当該弁護士本人であることを証する日本弁護士連合会会則第 29 条第 2 項に定める弁護士の帯用する記章（以下「弁護士記章」という。）及び登録番号

イ 次に掲げるいずれかの書類等

(ア) 日本弁護士連合会若しくは所属弁護士会発行の身分証明書

(イ) 当該弁護士本人であることを証する第 1 号に規定する書類

ウ 開示の依頼に関する委任の旨を証する被保険者又は遺族の署名及び押印のある委任状

エ 遺族から開示の依頼に関する委任を受けた弁護士にあつては、アからウまでに掲げるもののほか、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることを証する前号ウに規定する書類

4 区長は、開示依頼書の受理に当たっては、開示依頼者の本人確認及び開示依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことを確認した後、開示依頼書を受理し、受付日付印を押し、当該依頼者へ開示依頼書の控えを交付しなければならない。

(保険医療機関等への照会)

第 6 条 区長は、開示依頼書を受理したときは、当該開示の依頼に係るレセプトを作成した保険医療機関等（調剤報酬明細書（以下「調剤レセプト」という。））にあつては、当該レセプトに記載された保険医療機関等）に対して、開示の適否についての主治医等の意見照会を行わなければならない。意見照会は、別記様式 2 により、当該開示依頼に係るレセプトの写し及び切手を貼付した返信用封筒を添えるものとする。ただし、第 5 条第 2 項第 4 号の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて依頼者が同意した場合は、保険医療機関等への照会を行わないものとする。

2 前項の規定に基づく意見照会に対する開示の適否についての回答は、当該レセプトを開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該レセプトを開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分することとする。この回答は別記様式 3 によるものとし、その回答期限は意見照会をする日から 14 日以内とする。

3 区長は、回答期限が過ぎても回答がない場合には、当該保険医療機関等に対し電話等の方法により、再度回答を要請するなど適切な対応を図らなければならない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、被保険者が死亡しているときは意見照会を行わないものとする。

(開示依頼に対する決定及び通知)

第 7 条 区長は、保険医療機関等から当該レセプトについて前条第 2 項の回答があつた場合には、その回答に従って開示、部分開示又は不開示を決定しなければならない。

また、第5条第2項第4号の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて依頼者が同意した場合は、部分開示を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号の場合には、当該レセプトは開示の取扱いとする。

(1) 保険医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答がなかった場合において、電話等により回答を要請してもなお回答が得られないとき。(ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。)

(2) 当該保険医療機関等が廃止等の事情により、保険医療機関等に対して前条第1項の照会を行うことができない場合。

(3) 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該保険医療機関等を管轄する都道府県保険主管課(部)に確認してもなお当該保険医療機関等の所在が確認できないとき。

(4) 被保険者が死亡しているとき。

3 区長は、開示の依頼のあったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は、不存在と決定しなければならない。

4 区長は、前3項の決定をしたときは、その旨お次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により開示依頼者に対して開示依頼書に記載された住所に「親展」扱いで郵送しなければならない。

(1) 開示又は部分開示の決定

ア 窓口交付の場合 「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」(別記様式4)

イ 郵送による交付の場合 「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」(別記様式5)

(2) 不開示の決定 「診療報酬明細書等の不開示について」(別記様式6)

(3) 不存在の決定 「診療報酬明細書等の不存在について」(別記様式7)

5 第1項により開示の決定をしたうち、調剤レセプトを含む場合には当該調剤レセプトを作成した調剤薬局に対し、第2項第4号により開示の決定をした場合には保険医療機関等に対し、次の各号に定める通知書により、その旨を速やかに連絡しなければならない。

(1) 第1項により開示の決定をした場合に係る調剤レセプトの場合 「調剤報酬明細書の開示のお知らせ」(別記様式8)

(2) 第2項第4号により開示の決定をした場合 「診療報酬明細書等の開示のお知らせ」(別記様式9)

(開示の実施)

第8条 開示の実施は、レセプトの写し(以下「コピーレセプト」という。)交付することにより行うこととする。

- 2 窓口交付の場合には、前条第4項第1号アの規定により開示依頼者に送付した「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」の提出を求め、第5条第3項に準じて本人確認を行わなければならない。ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、依頼者本人であることの確認を行うことができる。
- 3 前項によるコピーレセプトの交付に当たっては、当該交付用コピーレセプト（1部に限る。）に板橋区名及び開示日のゴム印を押したものを交付し、開示依頼者から第5条第1項に規定する開示依頼書の右下欄に署名を受けなければならない。
- 4 郵送による交付の場合には、前条第4項第1号イに規定する「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」送付の際に、板橋区名及び開示日のゴム印を押した交付用コピーレセプト（1部に限る。）を添付することにより、開示を実施する。
- 5 区長は、前条第4項第1号アの規定により診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ」を発送した日、又は前項により郵送で交付し送達不能で返戻された日から1ヵ月経過しても来所（連絡）がない場合は、交付用コピーレセプトを破棄することができる。

（標準事務処理期間）

第9条 第5条第4項に規定する開示依頼書の受理から第7条に規定する開示等の決定及び通知に至るまでの事務処理期間はおおむね1ヵ月以内とする。

- 2 前項の期間を超える場合には、依頼者に「診療報酬明細書等の開示について（遅延のお知らせ）」（別記様式10）によりその旨を連絡し、理解を得るよう努めなければならない。

（費用負担）

第10条 交付用コピーレセプトを受ける者は、当該写しの作成に要した実費を負担するものとし、その料金は、「区民の電子複写機等利用に伴う取扱要綱」で定めた金額とする。

- 2 コピーレセプトの交付を郵送により受ける者は、前項に規定する費用のほか、当該コピーレセプトの送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用は、開示依頼者から事前に徴収する。

（受付・処理経過等）

第11条 区長は、第5条第4項に規定する開示依頼書の受理から第8条に規定する開示の実施に至るまでの処理経過について、その都度「レセプト開示受付・処理経過簿」（別記様式11）に記載しなければならない。

付 則

この要領は、平成9年11月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。